

## 〔第2問〕（配点：50）

映画製作会社Yは、「四季の溪谷と橋のある風景」という題名で、日本全国の溪谷に架かる橋を定点撮影し四季を通じて変化する風景を背景として、その橋を利用する人々の暮らしを紹介することをテーマとしたドキュメンタリー映画（以下「本件ドキュメンタリー」という。）の製作を企画し、その監督として、同ドキュメンタリーに使用する映像の撮影及びシナリオに即した映像の編集を、フリーの映像作家Xに依頼したところ、Xは同ドキュメンタリーの製作に参加することを約束した。そして、Xは、本件ドキュメンタリーに使用する映像を撮影するために、溪谷と橋を数箇所選定し、それぞれ選定した溪谷と橋との関係が一番美しく撮れる撮影箇所と時間帯を決定し、さらに、構図、カメラアングル、光量、絞りなどを決めて、1年以上かけて、溪谷と橋及びそれを利用する人々を撮影し、撮影の完了した未編集の映像フィルム（以下「本件映像フィルム」という。）をYに提供した。

本件映像フィルムの撮影に関しては、撮影機材の提供、撮影場所への旅費、宿泊費、その他必要経費は全てYの負担において賄われ、また、Xは、撮影のため地方に出張する場合以外は、毎週2、3回程度Yに出社して、報酬も月払いで支払われていた。

ところが、その後Yの映画製作方針が変わり、本件ドキュメンタリーの製作は中止になった。そのため、本件映像フィルムは、NGフィルム選別、シナリオに従った粗編集、細編集、音づけ等の映画製作過程を経ない未編集の状態公表されないまま、Yのフィルム保管庫に保管された。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

## 〔設問〕

1. Yの社内では、多額の費用を掛けて撮影された本件映像フィルムを何とか利用して映画製作にいかしたいとして検討した結果、ある風景写真家が風景写真を撮るために各地を点々と旅し、その旅先で出会った人々と交流する様を描いた映画（以下「本件映画」という。）を製作することになり、その際、主人公が訪れる各地の風景として本件映像フィルムを活用することとし、Xに無断で、同フィルムに主人公である俳優などの映像を合成して本件映画に使用した。

なお、本件映画中の出演者、制作スタッフなどの名を示す字幕（クレジット・タイトル）には、Xへの感謝を込めて、「風景撮影X」と表示されていた。

Xは、本件映画を上映しようとしているYに対し、その差止めを求める訴訟を提起した。

同訴訟において、Xは、どのような主張をすべきか。これに対するYの反論として、どのような主張が考えられるか。

双方の主張の妥当性についても論じなさい。

2. Xが本件ドキュメンタリーのために定点撮影したある場所において、溪谷と橋のそばに能舞台のある寺があり、そこでは、毎年、著名な振付師であるZの振り付けによる独創的な新作の薪（たきぎ）能が行われていたところ、本件映像フィルムには、たまたまその能舞台で行われていたZの振り付けによる新作の薪能（以下「本件能」という。）が、時間にして約3分間、それを演じる能役者の動作が辛うじて感得できる程度に映っていた（以下、この部分を「本件能映像」という。）。ただし、本件能の振り付けは、Zがそれを演じる能役者に自ら指導したものであって、台本や踊り方を説明した書類はなく、また、振り付けの映像なども存在していなかった。

本件能映像は、夜の溪谷と橋が薪の灯りに浮かび上がる中で能役者が能を舞うという幻想的な描写になっていたため、Yは、Zに無断で、本件映画の1シーンに本件能映像を使用した。

Zは、本件映画を上映しようとしているYに対して、その差止めを求める訴訟を提起した。

同訴訟において、Zは、どのような主張をすべきか。これに対するYの反論として、どのような主張が考えられるか。

双方の主張の妥当性についても論じなさい。

（法務省HP [http://www.moj.go.jp/content/001144531.pdf] より引用）

第1 設問1

1 Xの主張

(1) 本件映像フィルムにかかる映像は、Xが撮影対象となる溪谷と橋を選定し、定点撮影ではあるが、溪谷と橋が美しく撮れるよう撮影箇所や時間帯、構図、カメラアングル等を決定して撮影したものであるから、Xの思想、感情が創作的に表現された映像著作物であり（2条1項1号）、著作者（2条1項2号）はXである。

(2) 本件映像フィルムは映画制作過程を経ない未編集のものであるため、映画の著作物（2条3項）に該当しない。仮に該当するとしても、本件映像フィルムの全体的形成に創作的に寄与したのはXであり、著作者はXである（16条）。

(3) 従って、Yが本件映像フィルムを改変して製作し、本件映像フィルムの表現上の本質的特徴が直接感得される本件映画は本件映像フィルムにかかるXの翻案権（27条）及び同一性保持権（20条1項）を侵害して製作されたものである。それ故、本件映画を製作・上映する行為は、本件映像フィルムにかかるXの複製権（28条・21条）、上映権（28条、22条の2）及び公表権（18条1項後段）を侵害する。さらに、上映にあたり、著作者としてではなく「風景撮影X」と表示することはXの氏名表示権（19条1項後段）を侵害する、と主張することが考えられる。

2 Yの反論

(1) 本件映像フィルムは、Yの発意（企画）に基づき、Xが、Yの指揮監督の下、Yの従業者として職務上作成したものであり、Yの著作名義で公表することが予定された職務著作（15条1項）であるから、著作者はYである。それ故、本件映像フィルムの使用につきXに対する著作権及び著作者人格権侵害は成立しない。

(2) また、職務著作に該当しないとしても、本件映像フィルムは映画の著作物（2条3項）に該当し、Xはその製作への参加を約束したから、本件映像フィルムの著作

定点撮影であれば、機械的に撮っているの  
で、著作物性がある  
か、ということも一応  
考えられようが、ライ  
ティング等で個性が  
表れているとするの  
が本筋であろう。

後述の29条との関  
係に留意

複製と翻案の最高裁  
判決の定義の記述は  
不可欠

29条1項括弧書き  
（職務著作が成立す  
る場合は除外）との関  
係

権は映画製作者（2条1項10号）であるYに帰属し（29条1項）、翻案権、複製権及び上映権侵害は成立しない。

これは細かい条文だがイメージ的には常識的な内容

(3) さらに、29条1項が適用される以上、本件映画の上映は公表権侵害とならず（18条2項3号）、また、本件映像フィルムの変更は、映画として上映する上でやむを得ない変更（20条2項4号）であり、本件では、風景撮影者として表示している限り、Xの利益を害するおそれがなく、公正な慣行にも反しないので氏名表示権侵害は成立しない（19条3項）と反論することが考えられる。

中山信弘「著作権法（第2版）」209頁。  
なお、最判H15.4.11判時1822.133（RGBアドベンチャー事件）：百選4版68頁も参照

### 3 X及びYの主張の妥当性

#### (1) 職務著作の成否について

職務著作の成立要件は、①使用者の発意、②従業者性、③職務関連性、④使用者の著作名義での公表である（15条1項）。

このうち、②従業者性は、雇用関係が存する場合に限らないとされているが、その場合であっても、雇用関係に類似の指揮命令・監督関係は要する。本問では、確かに、撮影にかかる経費等はYにより賄われ、月払の報酬が支払われているが、毎週2、3回程度しか出社しておらず、Xはあくまでフリーの映像作家であり、XY間に雇用関係に類似の関係までは認められない。

なお、フリーであっても職務著作を認めた東京地判H10.10.29（SMAP大研究事件）等がある。

従って、本件映像フィルムは職務著作にあたらぬ。

逆の結論もありうる。  
その場合には、先に29条該当性を否定し、しかし、職務著作としてY帰属、と論理展開すると纏まりが良いか。いずれにせよ、間接事実をきちんと引用することが重要。

#### (2) 映画の著作物該当性

本件映像フィルムは、映画製作過程を経ない未編集の映像フィルムであり、映画として完成していないため、映画の著作物に該当するかが問題となる。

この点については、未編集のフィルムに記録された映像は、映画として未完成であり、映画の著作物に該当しないと考える。なお、映画の完成前後で著作権の帰属が異なることになるが、それは映画の著作物について特別な権利帰属規定（29条

1項) が置かれたことの帰結であり、法が予定するところである。

それ故、本件映像フィルムの著作権及び著作者人格権はXに帰属し、その公表や  
改変、氏名の表示をXの意に反して行うことは正当化されない。

### (3) まとめ

以上より、Xは、本件映画の差止請求訴訟において、上映権(28条、22条の  
2)、公表権(18条1項後段)及び氏名表示権侵害(19条1項後段)を主張す  
ることができる。なお、翻案権、複製権及び同一性保持権の侵害は既に終了してい  
るが、Yが侵害者であり、侵害の情を知っているとして本件映像フィルムの頒布に  
つき、これら権利のみなし侵害(113条1項2号)を主張することも考えられる。

## 第2 設問2

### 1 Zの主張

本件能は、Zの振り付けにより、Zの思想・感情を創作的に表現した舞踊の著作  
物(2条1項1号、10条1項3号)にあたる。

本件能映像は、本件能の複製(2条1項15号)にあたり、本件映画の上映はZ  
の上映権(22条の2)を侵害する。また、本件能映像を公衆に提示するにあたり、  
Zの氏名を表示しないことはZの氏名表示権(19条1項)を侵害する。

### 2 Yの反論

(1) Zによる能の振り付けの指導は、能役者に身体の動き等をさせるものであり、  
台本等もなく固定されていないので著作物性はない。

(2) 本件能映像は、能役者の動作が辛うじて感得できる程度に映っているに過ぎず、  
本件能の創作的表現部分が複製されていないから、複製にあたらない。

(3) また本件能映像は、Xがある場所を定点撮影した際にたまたまた映りこんだ  
ものであり、付随対象著作物として複製権侵害、上映権侵害は成立しない(30条

東京高判H5.9.9判  
時1477.27(三沢  
市勢映画製作事件):百  
選4版46頁

舞踏の著作物の著作者  
は振付師である(中山  
信弘「著作権法(第2  
版)」88頁)

演技の型なので固定さ  
れている必要があるか  
という議論はあるが、  
条文上は要件ではな  
い。LexisNexis 著作権  
法コンメンタール29  
1頁

東京高判H14.2.1  
8判時1786.13  
6(雪月花事件):百選  
4版90頁

の2第1項及び第2項)。また、本件能は、元々Zが氏名を表示せず公開されていたものであるから、Zが表示しているところに従い、氏名を表示しないことは氏名表示権侵害ではない(19条2項)、と反論することが考えられる。

### 3 Z及びYの主張の妥当性

#### (1) 著作物性及び複製該当性について

本件能映像は、著名な振付師Zが台本等もなく自ら独創的に振り付けしたものであり、台本等に固定されている必要もないのでZの著作物と解される。そして、著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足るものを再製することをいうところ、本件能映像は、本件能に依拠し、能役者の動作が感得できるので、複製にあたりと解される。

東京地判H10.11.20 (バレエ振り付け事件):百選4版92頁

#### (2) 30条の2による権利制限

もっとも、本件能映像は、わずかに3分間、辛うじて能役者の動作が感得できる程度の小さな映像でしかなく、本件映像フィルムの軽微な構成部分に過ぎない。また、本件能は、能舞台が溪谷及び橋の近くに位置していたためにたまたま映りこんでしまったものであり、溪谷及び橋と本件能は社会通念上客観的に分離困難であるといえるし、本件能映像の映りこみがZの利益を不当に害することもない。

従って、本件能映像は付随対象著作物にあたり、複製権侵害は成立せず(30条の2第1項)、この程度に映りこんだ本件能映像を含む本件映画を上映してもZの利益を不当に害するとはいえないから、上映も適法になし得る(同第2項)。

#### (3) まとめ

以上より、本件能映像を含む本件映画の上映は、本件能にかかるZの上映権を侵害するものではない。また、Yが主張するように、Zの表示に従い、氏名を表示しないこととしても氏名表示権侵害は成立せず、Yの主張が妥当である。 以上